

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、
窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です！

- 住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、
国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、
選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- 本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、
最新のものにする必要があります。



(おもて面)

- なお、令和5年2月6日から、「転出届」については、
マイナンバーカードを使用して、マイナポータル等を
通じて、提出できるようになりました。

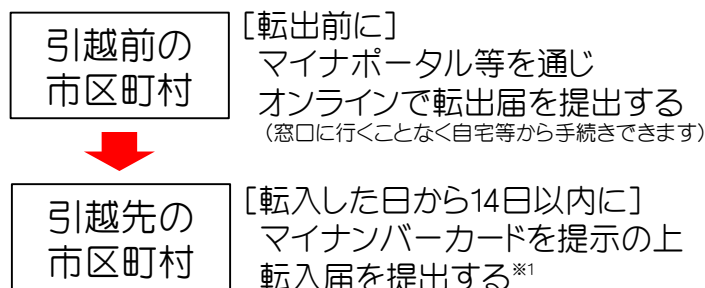
(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、
5万円以下の過料に処されることがあります。)



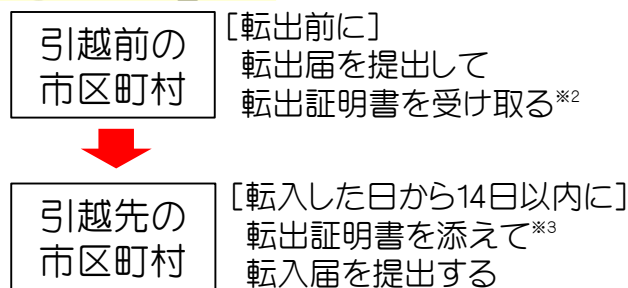
◆住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

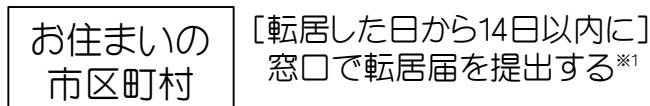
<オンラインでの届出>



<窓口での届出>



◎同一の市区町村内で転居する場合



- ※1 マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために
来庁予定の連絡ができます。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りは
ありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを
提示してください。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。